

支給要件確認申立書
障害者介助等助成金(職場支援員の配置又は委嘱助成金及び職場復帰支援助成金)

事業主記載事項

Form with 7 main items and sub-items, each with 'はい' or 'いいえ' response circles. Item 1: 障害者雇用納付金関係助成金... Item 2: 認定申請を行おうとする日の前日から過去1年間に労働関係法令違反により送検処分を受けた。 Item 3: 関係法令で社会保険等... Item 4: 助成金の支給に係る事業所において、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律... Item 5: 以下(1)~(8)のいずれかに該当する暴力団関係事業所の事業主である。 Item 6: 役員等が、破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行った又は行うおそれのある団体に属している。 Item 7: 次の(1)から(3)までに掲げる事項について、あらかじめ同意する。

1から7までの記載事項については、いずれも相違なく、変更が生じた場合は速やかに申し出ます。また、1から7までの事業活動等又はその他の審査に必要な事項についての確認を機構が行う場合には協力します。

令和4年6月20日 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長 殿

Application details form with fields for: 所在地 (千葉県千葉市...), 事業主名 (社会福祉法人...), 法人番号 (...), 代表者の役職及び氏名 (理事長 千葉 花子), 申請に係る事業所 (千葉県千葉市...), 事業所名 (社会福祉法人... 千葉事務所), 連絡先 (所属先名称(部署等) 総務部 幕張 太郎), 電話番号 (****-****-****), 社会保険労務士記入欄 (事務所名 及び担当社会保険労務士名), 電話番号

(裏面)

記入にあたっての留意点

- 一 この様式第15号は、助成金の認定申請の際、ご提出ください。
同時に複数の助成金の申請をする場合は、職場定着支援計画書兼助成金受給資格認定申請書ごとにこの様式の提出が必要です。
- 二 この様式の1～6で「はい」に○を付けた場合は、助成金の支給を受けることができません。また7で「いいえ」に○を付けた場合も、助成金の支給を受けることができません。この様式の提出後に1～6で「はい」に該当することとなった場合についても、助成金の支給を受けることができませんのでこの様式の内容に変更が生じた場合は、変更が生じた日から1か月以内に機構へ申し出てください。なお、申し出なかった場合には、不正受給となる場合があります。
- 三 「不正受給」とは、偽りその他不正の行為により本来受けることのできない助成金の支給を受け、又は受けようとすることをいいます。
- 四 1は、助成金の不正受給により不支給措置が執られているかどうかについて、該当箇所に○を付けて下さい。
- 五 2は、認定申請を行おうとする日の前日から過去1年間に労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、職業安定法(昭和22年法律第141号)等の労働関係法令の違反により、送検処分を受けているかどうかについて該当箇所に○を付けてください。
- 六 3は、法令に基づき社会保険等に加入していない場合を除き、助成金の認定申請における支給対象障害者について、社会保険等が未加入又は未払であるかどうかについて該当箇所に○を付けてください。
- 七 4は、助成金の支給に係る事業所において、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第4項に規定する接待飲食等営業(同条第1項第1号に該当するものに限る。)、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業(接待飲食等営業又は同条第6項に規定する店舗型風俗特殊営業を営む者から委託を受けて当該営業の営業所において客に接する業務の一部を行うこと(当該業務の一部に従事する者が委託を受けた者及び当該営業を営む者の指揮命令を受ける場合を含む。)を内容とする営業に限る。)を行っている事業主であって、助成金の支給を受けようとするものをいいます。
- 八 5における「暴力団員」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいい、「暴力団」とは、暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。
- 九 6は、役員等が破壊活動防止法第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行った又は行うおそれのある団体等に属しているかどうかについて、該当箇所に○を付けてください。

不正受給及び不正受給に対する措置について

「不正受給」とは、偽りその他不正の行為により本来受けることのできない助成金の支給を受け、又は受けようとすることをいいます。不正受給を行った事業主は、助成金の5年間不支給措置を講じるほか、機構のホームページに事業主名等を公表します。

また、不正受給により、助成金を受給している場合には、当該不正受給に該当する助成金の返還に加え、延滞金を納付していただきます。

不正受給により生じた助成金の返還の履行が終了していない事業主は、助成金の支給を受けることができません。